

埼玉県自動車税納期内納税応援ショップ事業実施要綱

趣旨

第1条

この要綱は、埼玉県（以下「県」という。）における自動車税の納期内納税率の向上を図るため、協賛店の理解と協力の下で実施する埼玉県自動車税納期内納税応援ショップ事業（以下「自動車税 納めてプラス！」キャンペーンという。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

定義

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「自動車税 納めてプラス！」キャンペーン

キャンペーン実施年度の5月1日から5月31日までに県が課税した自動車税（種別割）（4月2日以降に納税義務が発生した自動車税を除く。）を埼玉県税条例第55条の10第1項に定める納期の末日までの期間（以下「納期内」という。）に完納した個人（以下「利用者」という。）が、それを証する領収証書を協賛店で提示することにより、当該協賛店において割引等の特典を受けられる事業をいう。

(2) 領収証書

県の自動車税を納期内に完納した事実を証するもので、原則として、県が5月に発付する納税通知書に附属された領収証書をいう。

(3) 協賛店

本要綱に基づき、「自動車税 納めてプラス！」キャンペーンに協賛し、利用者に対し特典の提供を行う店舗、施設、事業者等で県のホームページに協賛店として掲載されたものをいう。

(4) 特典

協賛店が別紙1の申込書において提供することとした割引等のサービスで、県のホームページに掲載されたものをいう。

協賛の手続き等

第3条

協賛の申込みは、店舗、施設ごとに別紙1の「協賛申込書」を県自動車税事務所長に提出することにより行うものとする。ただし、複数の店舗等を運営する事業者は事前に県自動車税事務所長に相談の上、一括して申し込むことができる。

なお、次のいずれかに該当する業種又は事業者は、協賛の申込みを行うことができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定される業種、及び類似の業種
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこ及び酒類に係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 県税を滞納しているもの

(6) その他、県が適当でないとするもの

2 協賛店の決定は、前項の申込書の提出があった後、特典の内容が次の事項のいずれにも該当しないことを確認し、県のホームページに当該内容を表示することをもって行う。この際、必要に応じ、県自動車税事務所は県税務課に表示内容等について協議を行うものとする。

(1) 法令等に違反しているもの

(2) 公序良俗に反しているもの又は反するおそれのあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 誇大又は虚偽のおそれがあるもの

(5) その他、本事業の趣旨から適当でないとするもの

3 協賛店は、申込書の内容を変更しようとするとき、又は協賛を廃止しようとするときは、別紙2による「変更・廃止届」を県自動車税事務所長に提出するものとする。ただし、特典として提供する物品の在庫不足等、やむを得ない事由による一時的な変更を行う際はこの限りでない。

4 県税務課は県自動車税事務所長が前項の届を受けたときは、速やかにホームページの内容を修正又は削除することとする。

5 県自動車税事務所長は本事業の円滑かつ適正な運営を図る上で支障があると認めるときは、事前に協賛店に通知した上で協賛店の決定を取り消すことができる。

ステッカー及びポスターの掲示

第4条

協賛店は、県が配布するステッカー及びポスターを、次の方法により利用者の見やすい位置に掲示するものとする。

(1) 提供する特典の内容をポスターの所定の位置に記載すること。

(2) 前条第3項の規定により特典の内容を変更するときは、変更の日以後、速やかにポスターの記載を変更すること。

(3) 前条第3項の規定により協賛を廃止するときは、廃止の日以後、ポスターを掲示してはならないこと。

納期内納税の確認等

第5条

協賛店は、特典の提供に際し、利用者に対し、領収証書の提示を求め、自動車税が納期内に完納されていることを確認するものとする。

2 協賛店は、領収証書を提示した利用者に対し、本人であることを証する資料（運転免許証等）の提示を求めることができる。

3 本事業の運営に際し、原則として県は、利用者本人からの照会があった場合でも、利用者の納期内納税の状況について情報提供を行わない。

4 協賛店は、一台の納税に対して、同一店舗又は他の店舗において、複数の特典を提供することができる。

領収証書の取扱い

第6条

前条の確認に用いる領収証書は、納税した日の属する年度の8月31日までを有効期間として取り扱うことができる。

2 協賛店は、利用者の同意の下、領収証書の余白に、特典を提供した旨の記事を付すことができる。

3 領収証書の提示は利用者の任意によるものであるから、利用者の同意無くこれを記録等することはできない。

4 特典の提供に際して収集した利用者の個人情報には慎重かつ適正に取り扱うこととし、本事業の運営以外の目的に使用してはならない。ただし、利用者の同意があった場合はこの限りではない。

県の責務

第7条

県は、本事業の運営に関し、次の責務を負う。

- (1) 協賛店に対し、ステッカー及びポスターを配布すること。
- (2) 協賛店の特典内容を県ホームページに公表すること。
- (3) 本事業の見直しに関するモニタリング調査を行うこと。

附則

この要綱は平成28年11月11日から施行し、平成29年5月1日から平成29年5月31日までに県が課税した自動車税（平成29年4月2日以降に納税義務が発生した自動車税を除く。）に適用する。

附則

この要綱は平成29年10月1日から施行する。

附則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

自動車税納期内納税応援ショップ 協賛申込書

令和 年 月 日

埼玉県自動車税事務所 行

応援ショップ事業実施要綱第2条第3号の協賛店として申し込みます。

割引等の 特典内容	※領収証書を提示した利用者に対する特典を定めてご記入ください。		
フリガナ			
店舗、施設、企業 等の名称 (代表者名)			
お店の所在地	〒		
お店の電話番号		お店のFAX番号	
お店の電子メール			
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)		
定休日			
ホームページ URL			
ご担当者 (公開されません)	社名・所属部署		氏名
	電 話	- -	FAX - -
	〒	所在地	
	電子メール		
備 考			

自動車税納期内納税応援ショップ 協賛内容変更届

令和 年 月 日

埼玉県自動車税事務所 行

【届出者】

店舗、施設 の名称	
(代表者名)	
所在地	
担当者	
電話	

1 協賛内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

(1) 変更の時期 令和 年 月 日

(2) 変更の理由

--

(3) 変更の内容

変更する項目に○印をつけてください。

変更項目に ○	変更項目	変 更 前	変 更 後
	割引等の 特典内容		
	店舗、施設等の 名称		
	電 話	— —	— —
	F A X	— —	— —
	電子メール		
	ホームページ U R L		
	そ の 他 ()		

※ 該当する事項のみ記入してください。

※ 特別の事情がない限り、変更・廃止の1か月前までに届け出てください。

2 協賛を廃止したいので届け出ます。

(1) 廃止の時期 令和 年 月 日

(2) 廃止の理由

--